

新型コロナウイルス感染症の感染症法の運用の見直し

季節性インフルエンザの流行期も見据え、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の届出の見直し及び入院勧告・措置の運用の一部が感染症法上見直されました。当該改正の概要等については、下記のとおりですので、お知らせします。

和歌山市における、今後の具体的な運用方法については、追ってお知らせします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の届出の見直し

- 内容： 入院を要しないと認められる疑似症患者は、届出が不要。

【具体的な内容】

- ・入院を要しない疑似症患者（外来患者に検査実施） → 発生届 不要
- ・入院を要する疑似症患者（入院を要する状態の患者に検査実施） → 発生届 必要
- ・入院患者の疑似症（他疾患で入院中の患者に検査実施） → 発生届 必要
- ・検査の結果が陽性の場合（無症状・外来・入院かわらず） → 発生届 必要

- 施行日： 令和2年10月14日

2. 新型コロナウイルス感染症の入院勧告・措置の運用の見直し

- 内容： 入院の勧告・措置の対象者を限定

【具体的な該当者】

- ・65歳以上の者
- ・呼吸器疾患を有する者
- ・基礎疾患や免疫機能低下等、重症化の恐れのある方。（妊婦を含む）
- ・新型コロナウイルス感染症の症状が重度又は中等度
- ・総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ・都道府県知事がまん延を防止するため入院させる必要があると認める者
- ・まん延を防止するため必要な事項（*）を守ることに同意しない者

上記以外で、必要な事項（*）に同意した場合は、宿泊療養または自宅療養

（*）：指定された内容、方法で健康状態の報告、指定された期間、場所から外出しない。など

- 施行日： 令和2年10月24日

※ 現在、当該改正を受け和歌山市での具体的な運用方法を検討しています。

なお、疑似症患者の届出については具体的な運用方法が決まるまでの間、検査状況把握のため、現在の発生届、連絡票等の運用を引き続きお願いいたします。